

がん原性指針における作業環境測定を実施する際の
指標となる参考値の設定について（案）

今後、事業場において、がん原性指針に基づく作業環境測定を実施する際に、その作業環境の評価をする場合の指標があることが望ましい。

よって、それぞれの物質ごとに、指標となる参考値を示すことが望ましい。

ただし、現段階では、「それぞれの作業における労働衛生管理の実現可能性」、「分析機関ごとの各物質の定量下限」が一律ではないことから、1つの参考値に限定して設定することは困難である。

これらのことから、下記の考え方により算出された複数の参考値を示すこととしたい。

記

参考値としては、次の3種類の値を示す。

① 「許容濃度等」又は「構造類似物質の許容濃度等」

日本産業衛生学会の許容濃度、米国産業衛生専門家会議（ACGIH）の TLV-TWA が設定されている物質については、許容濃度等の値を示す。

これらが設定されていない物質については、構造が類似している物質の許容濃度等の値を示す。

② 生涯過剰発がんレベルの 10^{-3} に対応する値

③ 生涯過剰発がんレベルの 10^{-4} に対応する値

日本産業衛生学会において、発がん物質については、生涯過剰発がんレベル 10^{-3} 、 10^{-4} に対応する濃度レベルの評価値を示している。これは、労働者が受容しうるリスクとして勧告するものではなく、発がん物質の衛生管理を熟練者が行うための値として示している。

がん原性指針においても、これと同様に、これら2つの値を示す。

また、事業場において参考値を選択する際の留意点として、次の事項を示す。

- ただし、労働衛生管理や測定が可能であることが前提となるので、参考値の選択に当たっては、依頼する分析機関の定量下限をあらかじめ確認することが必要である。事業場が参考値を選択する際には、当該濃度の 1/10 まで測定が可能であることが望ましい。
- 事業場が参考値を選択する際には、当該物質が動物実験において発がん性が確認された物質であることを考慮して、可能な限り低い参考値を選択することが望ましいこと。

以上